

補助金の基本的な考え方

1. はじめに

市では、第4次八幡市総合計画に基づくまちづくりを進めています。補助金は、総合計画に位置付けられた施策を実現するために、特定の事業、活動等に対して助成するものです。これまで、平成15年度に策定しました補助金再構築の基準により、取り扱ってきましたが、再度基準を明確にし、点検を行う必要があるとの行財政検討審議会答申や定期監査での指摘もあり、見直すこととしました。今後、次の考え方に沿って検討していくこととします。

2. 定義

(1) 補助金の分類

a: 債務負担行為補助

特別養護老人ホーム建設等の借入金に対するものなど将来の負担が義務付けられているもの

b: 条例・規則に基づく補助

条例・規則、要綱が個々に設けられているもの

c: 国・府の制度による補助

国・府の補助制度によるもので、市の負担が明確となっているもの

d: 行政の補完的な事業に対する補助

第3セクターなどが行う、市の業務を補完する事業に対するもの

e: 諸団体の育成・活動の奨励に対する補助

地域での自治組織活動など、市民の公益的な活動に対するもの

(2) 補助金の種類

① 運営費補助

団体等の経常的な運営や団体の会員のために活用されるもの

② 事業費補助

工事費や備品購入費、イベントの活動費等の事業費に活用されるもの

3. 補助金交付の視点

①公益性・公共性の検討

以下の内容により、各補助金の公益性・公共性を検討します。

- ・市の施策に合致しており、推進すべき事業であること。
- ・多くの市民や社会の利益となる事業であること。
- ・地域での住民自治や市民との協働を促進する事業であること。
- ・事業等の目的が社会経済情勢に合致していること。

②公平性・公正性の確保

以下の内容により、補助金交付の公平性・公正性を確保します。

- ・根拠法令のないものについては、交付要綱等を設け、補助の目的、対象、補助金額の算出方法を明確にします。
- ・合理的な理由がある場合を除き、特定の個人・団体に限定してはならないとします。
- ・補助対象経費と対象外経費を明確にします。
- ・すべての補助金の交付要綱等について、広く情報提供します。

4. 補助金見直しの方向性

○見直しの対象

補助金の分類の d=行政の補完的な事業に対する補助、e=諸団体の育成・活動の奨励に対する補助を見直しの対象とする。

○見直しの方法

- ①行政の補完的な団体については、対象団体を明確にし、必要な場合運営費補助も認めることとする。
- ②自主財源率が低い団体には、財源確保に努めるよう要請する。
- ③近隣市に類似補助金がある場合、補助金額を比較検討して額を定める。
類似補助金がない場合、補助の必要性を検討する。
- ④実績報告時において、領収書添付等の確認を確実にし、その必要性と効果を検証する。
- ⑤類似補助金がある場合、統合を検討する。
- ⑥交付要綱を設けて、補助対象や補助金額の算出方法を明確にする。
- ⑦市が補助団体の事務局を持つことについては、その妥当性を検討する。